

大垣市民病院院内託児所運営業務委託仕様書

大垣市民病院院内託児所（以下「院内託児所」とする。）の運営業務は、本仕様書に基づき行うこと。

1 施設概要

- (1) 名 称 大垣市民病院たんぽぽ託児所
(2) 施設種別 認可外保育施設
(3) 所 在 地 岐阜県大垣市南頬町4丁目86番地 大垣市民病院敷地内
(4) 施設状況 ① 構造 鉄筋コンクリート造 1階及び2階の一部（2階～8階…職員住宅）
② 面積 延べ床面積 575.67m²（別紙「施設図面」参照）

名称	部屋数	延べ床面積	名称	部屋数	延べ床面積
保育室	3部屋	140.39m ²	ほふく室	1部屋	46.27m ²
病児保育室	1部屋	37.30m ²	遊戯室	1部屋	79.42m ²
調理室	1部屋	17.46m ²	その他	-	254.83m ²
※ 病児保育室のみ2階					合計 575.67m ²

2 保育業務

受託者は院内託児所の運営において、大垣市民病院に勤務する職員が養育する乳幼児（以下「乳幼児」という。）を対象とした以下の保育業務を行うこと。

- (1) 通常保育 月を単位として、継続的に行う保育をいう。
(2) 一時保育 定員に空きがある場合、随時の保育を一定期間にわたり、継続的に行うことをいう。
(3) 病児・病後児保育 医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要があり、集団保育が困難な乳幼児の保育をいう。

3 定 員

院内託児所の入所定員は50名とする。

4 対象年齢

生後8週間から未就学児までの乳幼児を対象とする。

5 通常保育

通常保育の開所日、保育時間は次のとおりとする。

- (1) 開 所 日 12月31日から1月3日までを除く全日
(2) 保育時間 午前7時00分～午後7時00分

6 病児・病後児保育

「病気の回復期にあるとき、あるいは病気の回復期に至らないが当面の症状の急変が認められないとき」に、集団保育が困難で、かつ保護者の仕事などで家庭での保育が難しいときに、乳幼児を見護師・保育士が連携して保育する。

- (1) 対象者
 - ① 発熱38℃以上の場合
 - ② 激しい下痢、嘔吐など身体の調子の悪い場合
 - ③ その他著しく普段と様子が違う
- (2) 定員 3名まで
- (3) 実施日時 月曜日から金曜日まで 午前7時30分～午後6時30分
休業日…12月31日から1月3日までの間、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (4) 利用方法 保護者は事前に保育室の空き状況を確認するとともに、医療機関を受診し、保育に適すると判断された場合に預けるものとする。
- (5) 給食 受託者が給食及びおやつの提供を行う。ただし、一時保育利用者は、食事やおやつ、飲料は乳幼児の保護者が持参するものとする。受託者は保護者が持参した弁当等を衛生的に管理し、食べる際は弁当を温める等の配慮すること。

7 職員の配置

受託者は、院内託児所の運営において以下の条件を満たす職員配置を行うこと。

- (1) 保育に従事する職員の数は、常時最低2人以上とし、児童福祉施設最低基準を満たすこと。
- (2) 認可外保育施設指導監督基準（平成14年12月25日改正雇児発第1225009号）に基づき、託児所の運営を行うこと。
- (3) 保育に従事する者は、保育士及び看護師の資格を有すること。また、常勤の管理運営責任者（保育士との兼務可）を配置すること。
- (4) 病児・病後児保育の職員として、看護師及び保育士を配置し、当日の緊急な預け入れの要請等に速やかに対応できるよう体制を整えること。
- (5) クラス分け保育の実施に必要な人員配置を行うこと。（クラス分けの方法に関しては別紙「施設図面」参照のもと判断すること。）
- (6) 乳幼児の予定保育数及び年齢の別は、以下のとおりとする。

区分	0歳	満1歳以上 満2歳未満	満2歳以上 満3歳未満	満3歳以上 満4歳未満	満4歳以上	合計
乳幼児数	3名	10名	18名	10名	9名	50名

- (7) 乳幼児の健やかな健康のため、保育士は原則として年間を通じて固定の配置とともに、職員定着に向けた取り組みを行うこと。また、受託者の事情により欠員が生じることがないよう代替要員の確保等必要な措置を講じるとともに、バックアップ体制を整えておくこと。
- (8) 各保育時間帯の責任体制、連絡体制等を明確にするなど、業務の円滑な遂行のための体制を整えておくとともに、シフト交代時の申し送りを適切に行うこと。
- (9) 職員に対し、保育知識、安全その他の研修を実施し、運営に必要な知識や技能の習得を促すこと。

8 給 食

受託者が自園調理により給食及びおやつの提供を行う。入所者の家庭との連携に努め、アレルギー対応食の実施と食育の充実を図ること。なお、延長保育の実施日には夕食を提供し、24時間保育の実施日には夕食及び朝食を提供できる体制を整えること。

9 保育内容

受託者は、保育内容において以下の条件を満たすこと。

- (1) 遊び、食事（調乳、おやつを含む）、午睡、手洗い、沐浴、着替えの介助、おむつ交換、院内託児所への受け入れから引き渡しまでの保護、その他保育に必要な業務を行うこと。
- (2) 乳幼児の安全で清潔、健康的な生活リズム（遊び、運動、睡眠）に十分配慮した保育の計画を定めること。
- (3) 誕生日会や季節に応じたイベントなどを行うこと。
- (4) 連絡帳や便りなどを用いて保護者と情報交換を行うこと。

10 施設・設備・備品

- (1) 市は、院内託児所の運営に必要と判断する施設及び設備、備品を受託者に貸与する。
- (2) 受託者は、施設及び設備、備品の衛生的環境と美観の保持に努めるとともに、省資源・省エネルギー等の環境に配慮すること。
- (3) 受託者は、施設及び設備、備品の日常的な点検等を行い、安全確保に努めること。
- (4) 施設改修、備品購入等は、市と受託者との協議のうえ、必要と認められた場合に行うこと。
- (5) 受託者が故意又は過失、管理を怠ったことにより施設及び設備、備品を棄損又は滅失した場合には、受託者はただちに原状回復に努め、その費用を弁償しなければならない。ただし、市が特別な事情があると認めた場合は、その全部又は一部を免除する。
- (6) 受託者が勤務に必要とする駐車場は受託者が確保すること。

11 保険への加入

受託者は、保育中の事故等に備え、乳幼児を被保険者とする保険（保育施設賠償責任保険、保育所傷害保険等）に加入すること。

12 業務区分及び費用負担区分

(1) 院内託児所運営業務に係る市及び受託者、保護者の業務区分は次のとおりとする。

項目	市	受託者	保護者
入所案内の作成、説明		○	
入退所の申込受付	○		
一時保育の申込受付	○		
保育利用日時の予定表作成		○	○
保育利用日時の変更・休み等の連絡先		○	
病児・病後児保育の利用予約の連絡先		○	
帳簿管理（名簿、乳幼児の台帳・日誌、身体の記録簿、入所時の出欠記録簿等）及び統計資料の作成		○	
保護者会の開催		○	
立入調査等への対応	○	○	
保育料の集計、徴収	○		
給食（朝食、昼食、夕食、おやつ）の提供、調乳		○	
紙おむつ、着替え、タオルケット、バスタオル、汚れ物入れ等の準備			○
布おむつ、布団上下、毛布、保育材料（おもちゃ、絵本等）、救急用具、ゴミ袋、トイレットペーパー、蛍光灯等の消耗品の整備	○		
画用紙、のり、はさみ等の乳幼児が使用する文房具の整備		○	
施設・設備の日常的な衛生管理、清掃		○	
施設・設備の保守点検、修繕（ワックス清掃、害虫駆除等）	○		
そのほか受託者が行うべき業務		○	
そのほか市が行うべき業務	○		

(2) 院内託児所運営業務委託に係る市及び受託者、保護者の費用負担区分は次のとおりとする。

項目	市	受託者	保護者
人件費		○	
福利厚生費		○	
被服費		○	
職員の資質向上に関する費用		○	
受託者の定期健康管理に関する費用		○	
受託者が勤務に必要とする駐車場の使用料		○	
各種イベントの実施に必要な費用		○	
賠償責任保険等の費用		○	
ならし保育に必要な費用		○	
給食（朝食、昼食、夕食、おやつ）、調乳の食材費		○	
乳幼児の定期健康管理（入所時及び年2回）に関する費用	○		
紙おむつ、着替え、タオルケット、バスタオル、汚れ物入れ等の費用			○
布おむつ、布団上下、毛布、保育材料（おもちゃ、絵本等）、救急用具、ゴミ袋、トイレットペーパー等の消耗品の費用	○		

項目	市	受託者	保護者
画用紙、のり、はさみ等の乳幼児が使用する文房具の費用		○	
院内託児所運営に必要な備品費	○		
光熱水費	○		
通信運搬費（固定電話）	○		
通信運搬費（インターネット回線）		○	
施設・設備の日常的な衛生管理・清掃に関する費用		○	
施設・設備の保守点検及び修繕（ワックス清掃、害虫駆除等）に関する費用	○		
そのほか運営管理に関する費用		○	
そのほか市が必要と認めた費用	○		

13 安全・衛生・防犯

院内託児所運営業務に係る安全・衛生において、以下の項目を遵守すること。

- (1) 法令等や施設の特性を考慮した乳幼児及び職員の安全と衛生の確保に努めること。
- (2) 防犯対策、緊急時（事故、感染症の発生、食中毒など）のマニュアル、緊急連絡体制、事故防止のチェックリスト等を整備し、市及び保護者に提示すること。
- (3) 月1回の避難訓練を実施する等、消防法に定められた事項を遵守すること。
- (4) 施設の火気取締りについては、火気取締責任者を定め、遺漏のないよう対応すること。
- (5) 児童福祉施設最低基準に従い、乳幼児に対し年2回の健康診断を実施すること。
- (6) 保育業務従事者の健康管理を徹底すること。
- (7) 受託者は保育にふさわしい服装で業務を行うこと。

14 乳幼児の健康管理・事故への対応

- (1) 保育中に具合が悪くなった乳幼児は他の健康な乳幼児と隔離し、その後、速やかに保護者に連絡し、保護者の責任のもと対応をはかること。
- (2) 乳幼児が以下の症状を訴える場合、その乳幼児を受け入れることができない。ただし病児・病後児保育を利用する場合は、その限りではない。
 - ① 38度以上の熱がある
 - ② 下痢・嘔吐等の症状がある
 - ③ 感染症の疑いがある
 - ④ その他著しく普段と様子が違う
- (3) 事故が発生しないよう万全の対策を講じなければならない。事故が発生した場合、速やかに保護者及び市に報告するとともに誠意をもって対処すること。

15 延長保育、24時間保育

延長保育、24時間保育の実施にあたり、委託契約締結後、実施時間分の時間単位による別途単価契約が可能であること。

(1) 業務内容

- ① 延長保育 通常保育の時間を超えて行う保育をいう。
- ② 24時間保育 通常保育、延長保育の時間を超えて夜間に行う保育をいう。

(2) 保育時間

- ① 延長保育 午後 7時00分から午後10時00分まで
- ② 24時間保育 午後10時00分から翌日午前7時00分まで（週2回）

(3) 実施予定時間

1か月の実施予定時間は次のとおりとする。

区分	実施時間	合計
延長保育	10時間	
24時間保育	48時間	58時間

(4) 上限金額

年額 3,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 延長保育、24時間保育の「1時間あたりの単価」に前項の「実施予定時間」「消費税及び地方消費税」を乗じた金額の12か月間の合計額。

※ 上記金額は大垣市民病院院内託児所運営業務委託の契約上限金額（206,000千円）には含まないものとする。

16 契約期間・委託期間

- (1) 契約期間 契約締結日から令和元年9月30日まで
- (2) 委託期間 令和元年10月1日から令和4年9月30日まで

令和元年

17 その他

- (1) 最終委託候補者として特定されてから委託開始までの期間を、業務開始に向けた準備期間とし、誠意を持って協力すること。ただし、業務委託準備期間に発生する費用は最終委託候補者が負担すること。
- (2) 現在使用している施設の改修、増築等を行わず継続して使用すること。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項に関しては、双方が誠意をもって協議し定めること。